

ごうぎん
文化振興財団
助成事業

2023年度

募集



《お問い合わせ先》

〒690-0062 島根県松江市魚町10番地

ごうぎん文化振興財団事務局 TEL 0852-55-1818・1804

助成対象：📖教育活動 🎨芸術文化活動 🏆スポーツ活動

募集期間：2022年12月12日(月) ▶ 2023年1月31日(火)

この要項は、「ごうぎんチャレンジドまつえ」の職員が描いた絵を使用し、「ごうぎんチャレンジドとっとり」の職員がデザインしています。
「ごうぎんチャレンジドまつえ」、「ごうぎんチャレンジドとっとり」については、<https://www.gogin.co.jp> (ごうぎんホームページ) をご覧ください。

「ごうぎん文化振興財団助成事業」募集のご案内

公益財団法人ごうぎん文化振興財団は、1992年に株式会社山陰合同銀行が創立50周年を記念して設立した、「ごうぎん鳥取文化振興財団」と「ごうぎん島根文化振興財団」が合併してできた財団です。

山陰両県の教育活動の充実や優れた文化芸術の創造、スポーツの振興等を奨励することにより、文化的側面から地域社会の発展に寄与していくことを目的としています。

1.財団の概要

- (1)名称 公益財団法人ごうぎん文化振興財団
- (2)設立 1992年2月29日 「ごうぎん島根文化振興財団」設立
2011年8月1日 公益財団法人への移行
2022年4月1日 「ごうぎん鳥取文化振興財団」と合併、「ごうぎん文化振興財団」へ名称変更
- (3)基本財産 8億円
- (4)目的 山陰両県の教育・芸術文化・スポーツ活動に対して助成、協賛を行い、もって県民生活の向上と豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする
- (5)事業内容 ●教育の向上に資する活動に対する助成、協賛
●芸術文化の普及や振興に資する活動および発表会等に対する助成、協賛
●スポーツの普及や振興に資する活動および競技会等に対する助成、協賛

2.助成対象となる活動

- (1)教育振興に寄与する活動
- (2)芸術文化活動の企画において、一般市民に鑑賞機会を提供する活動
- (3)地域における芸術文化の向上発展に寄与すると認められるアマチュアを中心とした団体の公演活動
- (4)地域に根ざした民俗芸能の保存と育成を図るための活動
- (5)地域に根ざした各種スポーツの普及や振興を目的とする活動

3.助成対象とならない活動および費用

- (1)個人的活動 (7)県・市町村など行政が主催・主導する活動
- (2)営利を目的とする収益活動 (8)練習・合宿費用、全国大会等への出張費用
- (3)地域おこしイベント (9)施設の整備や備品等の購入・記録費(CD、DVD作成)
- (4)飲食や物品販売を中心とした活動 (10)懇親会・打ち上げ等の飲食費
- (5)効果が団体構成員にとどまる活動 (11)団体構成員への支払い費用
- (6)スポーツ活動における指導者育成活動 (12)団体の維持、運営そのものにかかる経費

4.助成の申請から助成金の交付までの手順および注意事項

(1)助成の申請	<ul style="list-style-type: none">●申請件数 1団体1件●助成要望額 活動費総額の50%以下(上限額30万円、1万円単位)●申請書類の取得 ①https://gogin-culture.or.jp (当財団ホームページ)から取得できます。 ②山陰両県のごうぎん窓口にてお渡しいたします。●提出書類 ①助成申請書 ②反社会的勢力ではないことの表明・確約および情報提供に関する同意書(別紙1) ③過去に活動実績があれば、直近の収支決算書●受付期間 2022年12月12日(月)～2023年1月31日(火)●提出方法 いずれかの方法でご提出ください。 ①郵送(1月31日消印有効) 郵送先:〒690-0062 島根県松江市魚町10番地 ごうぎん文化振興財団事務局 ②ごうぎん窓口へ持参 申請書類を封入して、お近くのごうぎん窓口へお持ちください。
(2)助成の決定	<ul style="list-style-type: none">●助成の採否および助成額は、2023年3月中旬に決定し、文書でお知らせいたします。●助成が決定した活動につきましては、当財団のホームページ上に団体名、助成額を公表いたします。●助成の申請をいただいたにもかかわらず、ご要望にお応えできない場合(不採択、減額)もございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。 尚、ご要望にお応えできない場合(不採択、減額)の理由に関するお問合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。●採択された活動につきましては、次年度は助成対象外とさせていただきます。 尚、辞退された場合でも次年度は助成対象外とします。
(3)活動の実施	<ul style="list-style-type: none">●チケット、パンフレット、プログラム、ポスター等には、必ず「ごうぎん文化振興財団助成事業」である旨を表示してください。
(4)報告書の提出	<ul style="list-style-type: none">●活動終了後、助成決定時の文書に同封する『「助成事業採択通知書」到着後の流れ』を参照のうえ、速やかに「活動報告書」等関係書類をご提出ください。
(5)助成金の交付	<ul style="list-style-type: none">●活動内容、決算報告書等を確認後、ご指定の口座へ振込いたします。